一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年五月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－466号	不燃性材料	ＡＢＭ－ＦＲ60(Fire Marine Rock Wool)	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１
第Ｆ－467号	仕切り扉壁（Ａ60級）	ＴＫＡＢ－１Ｂ	〃	〃
第Ｆ－468号	〃	ＴＫＡＢ－２Ｂ	〃	〃
第Ｆ－469号	仕切り甲板（Ａ60級）	ＴＫＡＢ－１Ｄ	〃	〃
第Ｆ－470号	〃	ＴＫＡＢ－２Ｄ	〃	〃
第Ｆ－492号	表面仕上材（難燃性塗料）	ヘルスコートＳカラー仕上げ木炭粉混入ポリアミド樹脂系塗料カラー仕上げ	アーテック工房株式会社	長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷37－29

○国土交通省告示第六百十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年五月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第2491号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	ＮＳ－７ＢＮ－Ⅱ　日本船具株式会社　ファスナーの変更		

○国土交通省告示第六百二十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十四年五月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－613号	粉砕装置	ＡＣ－105Ｍ	Emerson Electric Co.	8000 West Florissant Avenue, St. Louis, MO 63136, USA

○環境省告示第八十三号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成二十四年一月環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年五月二十一日

環境大臣　細野　豪志

第六条の改正規定の次に次のように加える。

附　則

販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第五条第一号ヌ及び第五号イの規定は、適用しない。

○北陸地方整備局告示第七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号
北陸地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人　富山県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	牧田　潔、加藤　雅俊
変更後	柴田　聡、寺嶋　哲

(2)　変更年月日
平成二十四年四月三十日